

嘱託警察犬審査要領

(臭気選別犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。

2 審査順序

- (1) 審査は、臭気選別犬・足跡追及犬の科目順で行う。
- (2) 審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査基準

- (1) 選別は一次審査のみとし、途中、指導士に告知しないまま「ゼロ回答」を1回実施する。
- (2) 選別台には、誘惑臭をつけた白布4点と、仮想犯人の臭い(対照臭)をつけた白布1点の計5点を順不同に配置する。
- (3) 原臭及び対照臭は、原則として別々の容器に保管したものを使用する。
- (4) 臭気は移行臭とし、原臭・対照臭・誘惑臭とも3日前に臭気付けしたものを使用する。
- (5) 出発点と選別台までの距離は10メートルとする。
- (6) 指導士は、選別台が確認できない出発点近くの所定位置(遮蔽物)で待機し、審査補助員の指示により出発点に移動し犬に原臭を嗅がせて選別台の臭気布を選別持来させる。
- (7) 原臭は、指導士がスタートラインに移動した時点で、担当者がその都度(4回)手渡す。
- (8) 指導士の動作についても採点対象とする。
- (9) 選別作業は4回実施とする。
- (10) 選別意欲がないと認める場合及び連続2回失敗した場合は中止させることができる。
- (11) 犬に対する指示は、
 - 原臭を嗅がせるとき
 - 出発点から出発させるとき
 - 帰路の態勢になったときのみとし、それ以外は特別の事情がない限り行ってはならない。

4 採点方法

正確度・選別意欲・動作等について各回毎に採点する。
各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

5 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して決定する。